

災害時のビッグデータ分析に対応している都道府県は半数以下

－南海トラフ地震によって深刻な被害が想定される県の大部分が「未対応」－

慶應義塾大学環境情報学部山口真吾准教授は、都道府県ごとに、災害時の被災者支援に不可欠となる情報分析体制の状況を調査しました。その結果、災害時の膨大な情報分析に関する対策を地域防災計画に反映しているのは 20 都道府県にとどまり、残りの 27 県は未対応であることが確認されました。特に、東日本大震災や阪神淡路大震災で過酷な被害に見舞われた県のほぼ全ては「未対応」であり、また、南海トラフ地震の発生によって甚大な被害が想定される県の大部分も「未対応」である実態が明らかになりました。

1. 調査の背景

災害対策の基本理念は、災害時に被災地で起きていることを確実に状況把握し、これに基づき応急対応の要員や物資を適切に配分することで、人命や財産を保護することにあります。災害対策基本法では、こうした情報収集等の事務は、都道府県や市町村の災害対策本部が行うべき事務として規定しています。

しかし、熊本地震では 1000 箇所以上の避難所への避難者は最大 19 万人に及び、被災者の状況把握や生活支援は困難を極めました。また、熊本地震の死者約 270 人のうち、地震後に体調を崩して肺炎等で亡くなる災害関連死は 200 人以上にのぼり、被災者支援のあり方が問題となりました。そこで、今後の教訓として、被災者や避難所に関する大量の情報（ビッグデータ）については、ICT（情報通信技術）や AI（人工知能）を十分に活用することで、情報の収集・分析・活用を迅速かつ効率的に実現することが不可欠とされました。

また近年は、被災者が Twitter 等の SNS を使って被災状況や支援要請をつぶやくケースが増加していますが、それらの全てを行政職員が短時間で確認することは困難です。このため、AI を活用した SNS 情報の整理・分析に大きな期待が寄せられています。

このような背景から、2017 年 4 月に国の防災基本計画が改訂され、「被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術」を導入することが、地方公共団体の努力義務として新たに規定されました。防災基本計画は政府の中央防災会議が作成する計画ですが、災害対策基本法の定めにより、都道府県は防災基本計画に基づき地域防災計画を地域ごとに作成し、最新化を図ることになっています。AI 等の最新の情報通信関連技術を導入し、地域の情報分析体制を強化するためには、その根拠となる地域防災計画の改定が第一歩となります。

こうしたことから、2017 年 4 月の改訂から 3 年が経過しようとする現在、各都道府県における地域防災計画の対応状況（防災基本計画の努力義務規定の反映状況）を調査しました。

2. 調査の結果

- 防災基本計画の改訂を踏まえて、最新の情報通信関連技術の導入に関する計画を 地域防災計画に反映しているのは 20 都道府県にとどまり、残りの 27 県は防災基本計画の改訂から 3 年が経過しようとしているにもかかわらず未対応である。
- 東日本大震災や阪神淡路大震災で過酷な被害に見舞われたほぼ全ての県は、未対応である（岩手、宮城、福島、兵庫）。
- 南海トラフ地震の発生によって過酷な被害が想定されるほぼ全ての県は、未対応である（静岡、愛知、和歌山、徳島、高知）

(参考) 都道府県ごとの対応状況

都道府県名	地域防災計画 の対応状況	都道府県名	地域防災計画 の対応状況	都道府県名	地域防災計画 の対応状況
北海道	○	富山県	○	岡山県	○
青森県	×	石川県	×	広島県	○
岩手県	×	福井県	×	山口県	×
宮城県	×	岐阜県	○	徳島県	×
秋田県	×	静岡県	×	香川県	○
山形県	○	愛知県	×	愛媛県	○
福島県	×	三重県	○	高知県	×
茨城県	○	滋賀県	×	福岡県	○
栃木県	×	京都府	○	佐賀県	○
群馬県	○	大阪府	○	長崎県	×
埼玉県	×	兵庫県	×	熊本県	○
千葉県	○	奈良県	×	大分県	×
東京都	○	和歌山県	×	宮崎県	○
神奈川県	×	鳥取県	×	鹿児島県	×
新潟県	×	島根県	×	沖縄県	×
山梨県	×	防災基本計画の改訂に伴う対応あり：○、対応なし：×			
長野県	○				

山口真吾研究室調べ

3. 調査方法

- 2020年2月末時点で、災害対策基本法第40条第1項に基づき策定される各都道府県の地域防災計画（本編）を調査対象とした。都道府県の防災に関するその他の計画（実施要領、マニュアル、資料編等）は対象外とした。また、複数の地域防災計画がある場合には、主に地震対策編を参照した。
- 個別分野（保健分野等）で対応する規定が確認できた場合でも、都道府県全体としての規定がない場合には「対応なし」とした。また、防災基本計画が求めている情報通信技術による対応ではなく、人材育成による対応を行う記述についても「対応なし」と分類した。
- 防災情報システムに関する記述のうち、単に情報表示、情報共有、情報提供を担うだけのシステムに関する規定は「対応なし」とした。また、情報に関する「分析」等のキーワードが記述されていても、被災者支援のために膨大な情報を迅速かつ正確に分析する必要があるという熊本地震の教訓や防災基本計画の趣旨が踏まえられていないものも「対応なし」とした。

※本プレスリリースは、新聞各社社会部等に配信しています。

【本件についてのお問い合わせ先】

慶應義塾大学 環境情報学部准教授 山口真吾

E-mail: shingo5@sfc.keio.ac.jp

【配信元】

慶應義塾大学 湘南藤沢事務室 学術研究支援担当

Tel: 0466-49-3436 Fax: 0466-49-3594

E-mail: kri-pr@sfc.keio.ac.jp